

## チケット代金のご寄附について

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)等が成立し、公演中止によるチケットの払い戻しを受けないことを選択された方はその金額分を「寄附」と見なし、税優遇を受けられる制度が創設され、弊社でも申請の準備を進めております。

## 税優遇を受けられる制度について

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/pdf/202005011800\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011800_03.pdf)

ご寄附頂ける場合は、弊社事務局よりお送りいたします「チケット払い戻しお申込み書」にチェックの上、ご返送をお願い申し上げます。

当団の公演が本制度に指定された場合は、確定申告の際に後日お送りいたします書類(指定行事証明書、払戻請求権放棄証明書)を税務署にご提出いただき、税額控除もしくは所得控除のいずれかをお選び下さい。

書類の発送にはお時間を頂きます。ご了承下さいませ。

### ・所得控除を選ばれた場合

寄附金額※から2,000円を引いた所得控除額を所得金額から引いた後に、税率を掛けて税額を算出します。

(例) 所得税率が10%の方が10,000円のチケット代を寄附した場合

10,000円 - 2,000円 = 8,000円 ←この額が所得から控除

8,000円 × 10% = 800円 ←所得税から減額される金額

### ・税額控除を選ばれた場合(税優遇を受けられる制度に指定された場合のみ)

寄附金額※から2,000円を引いた額の40%が税額控除対象額(所得税額の25%を上限)となり、所得金額に応じた税額を算出するための所得税率に関係なく、税額から税額控除額が直接控除されます。

(例) 10,000円のチケット代を寄附した場合

10,000円 - 2,000円 = 8,000円

8,000円 × 40% = 3,200円 ←所得税から減額される金額

※寄附金合計額は、年間総所得額の40%を上限とします。

※詳細はお近くの税務署までお問い合わせください。

賜りましたご支援は、今後の弊団の活動の充実のための資金に充てさせていただきます。皆様からのご支援をよろしくお願い申し上げます。